

★令和7年度保険税計算例①

■3人世帯⇔世帯主42歳・妻38歳・長男11歳

- ・世帯主：給与所得202万円(給与収入：300万円)−基礎控除額(43万円)=所得割算定基礎額(159万円)・・・①
- ・妻：給与所得 45万円(給与収入：100万円)−基礎控除額(43万円)=所得割算定基礎額(2万円)・・・②

①+②=161万円(所得割算定基礎額合計) ※100円未満切捨て

202万円+45万円=247万円(軽減判定基準額)>43万円+56万円×3人+(2人-1)×10万円=221万円
なので低所得者軽減は非該当

給与収入55万円を超えている人数

I.医療保険分(年額)

- (1)均等割額：26,400円×3人=79,200円
- (2)平等割額：28,000円
- (3)所得割額：所得割算定基礎額合計×税率
=161万円×8.2%=132,020円
- (4)医療合計：(1)+(2)+(3)≒239,200円

II.後期高齢者支援金分(年額)

- (5)均等割額：8,500円×3人=25,500円
- (6)平等割額：9000円
- (7)所得割額：所得割算定基礎額合計×税率
=161万円×2.6%=41,860円
- (8)後期合計：(5)+(6)+(7)≒76,300円

III.介護納付金分(年額)

- (9)均等割額：8,500円×1人=8,500円
- (10)平等割額：6,600円
- (11)所得割額：所得割算定基礎額合計×税率
=159万円×1.9%=30,210円
- (12)医療合計：(9)+(10)+(11)≒45,300円

IV.令和7年度国民健康保険税額

$$(4) + (8) + (12) = 360,800円$$

※I・II・IIIのそれぞれにおいて100円未満切捨て

★令和7年度保険税計算例②

■2人世帯⇔世帯主68歳・妻66歳

- ・世帯主：年金所得90万円(年金収入：200万円)−基礎控除額(43万円)=所得割算定基礎額(47万円)・・・①
- ・妻：年金所得 0万円(年金収入：100万円)−基礎控除額(43万円)=所得割算定基礎額(0万円)・・・②

①+②=47万円(所得割算定基礎額合計) ※100円未満切捨て

90万円+0万円-15万円(※年金特別控除)=75万円(軽減判定基準額)<43万円+30万5千円×2人×(1人-1)×10万円=104万円

これにより、均等割と平等割のそれぞれに5割軽減が適用となる。公的年金収入125万円を超えている人数

I.医療保険分(年額)

- (1)均等割額：(26,400円×2人)×50%=26,400円
- (2)平等割額：28,000円×50%=14,000円
- (3)所得割額：所得割算定基礎額合計×税率
=47万円×8.2%=38,540円
- (4)医療合計：(1)+(2)+(3)≒78,900円

II.後期高齢者支援金分(年額)

- (5)均等割額：(8,500円×2人)×50%=8,500円
- (6)平等割額：9,000円×50%=4,500円
- (7)所得割額：所得割算定基礎額合計×税率
=47万円×2.6%=12,220円
- (8)後期合計：(5)+(6)+(7)≒25,200円

III.介護納付金分(年額)

国民健康保険における介護納付金に関しては、年齢が40歳から64歳の方にのみ発生するものなので本世帯では0円となります。

IV.令和7年度国民健康保険税額

$$(4) + (8) = 104,100円$$

※I・II・IIIのそれぞれにおいて100円未満切捨て

★令和7年度保険税計算例③

■3人世帯⇨世帯主42歳・妻38歳・長男5歳(※未就学児) ※未就学児の均等割額減額措置により5割軽減適用

・世帯主: 給与所得202万円(給与収入:300万円)-基礎控除額(43万円)=所得割算定基礎額(159万円)・・・①

・妻 : 給与所得 45万円(給与収入:100万円)-基礎控除額(43万円)=所得割算定基礎額(2万円)・・・②

①+②=161万円(所得割算定基礎額合計) ※100円未満切捨て

202万円+45万円=247万円(軽減判定基準額)>43万円+56万円×3人+(2人-1)×10万円=221万円
なので低所得者軽減は非該当

給与収入55万円を超えている人数

I.医療保険分(年額)

(1)均等割額:26,400円×2人=52,800円

(2)均等割額:(26,400円×1人)×50%=13,200円

(3)平等割額:28,000円

(4)所得割額:所得割算定基礎額合計×税率
=161万円×8.2%=132,020円

(5)医療合計:(1)+(2)+(3)+(4)≒226,000円

II.後期高齢者支援金分(年額)

(6)均等割額:8,500円×2人=17,000円

(7)均等割額:(8,500円×1人)×50%=4,250円

(8)平等割額:9000円

(9)所得割額:所得割算定基礎額合計×税率
=161万円×2.6%=41,860円

(10)後期合計:(6)+(7)+(8)+(9)≒72,100円

III.介護納付金分(年額)

(11) 均等割額:8,500円×1人=8,500円

(12)平等割額:6,600円

(13)所得割額:所得割算定基礎額合計×税率
=159万円×1.9%=30,210円

(14)医療合計:(11)+(12)+(13)≒45,300円

IV.令和7年度国民健康保険税額

(5) + (10) + (14) = 343,400円

※ I・II・IIIのそれぞれにおいて100円未満切捨て